

プレスリリース

令和2年5月19日発信

報道関係者各位

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて

家計が急変した学生への支援について（給付型奨学金の実施）

この度、徳山大学では2020年に発生した新型コロナウイルス感染症の拡大の影響による経済的困窮を理由として、大学生生活の継続や本学での教育を十分に受けることが難しい学生への支援制度として給付型奨学金の実施を決定致しました。奨学金の種類は、下記の通りです。

1) 第1種奨学金（対象学生30名）

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により保護者または学生の収入が激減したことで大学生生活が継続不能と判断される学生に対して30万円を支給する。

【申請期間:令和2年5月18日（月）から令和2年5月29日（金）】

2) 第2種奨学金（対象学生100名）

新型コロナウイルス感染症拡大の影響による経済的な影響から十分な教育を受けられない学生に対して5万円を支給する。

【申請期間:令和2年5月18日（月）から令和2年5月29日（金）】

<本件に関するお問い合わせ>

徳山大学総務部

TEL : 0834-28-0411 FAX : 0834-28-8790

E-mail : soumu@tokuyama-u.ac.jp